議案第28号

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 大田原市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富 雄

大田原市介護保険条例の一部を改正する条例

大田原市介護保険条例(平成12年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「平成24年度」を「平成27年度」に、「平成26年度」を「平成29年度」に改め、同条第1号中「29,940円」を「34,800円」に改め、同条第2号中「29,940円」を「45,240円」に改め、同条第3号中「44,910円」を「52,200円」に改め、同条第8号中「104,790円」を「153,120円」に改め、同号を同条第12号とし、同条第7号柱書中「89,820円」を「139,200円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「6,000,000円」に、「4,000,000円」を「10,000,000円」に改め、同号を同条第11号とし、同条第6号柱書中「74,850円」を「90,480円」に改め、同号ア中「1,250,000円」を「1,200,000円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (8) 次のいずれかに該当する者 107,880円
 - ア 合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を 適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第10号イ又は第11号イに該当する者を除 く。)
- (9) 次のいずれかに該当する者 114,840円
 - ア 合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を 適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第11号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 132,240円
 - ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を 適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)
- 第3条第5号柱書中「68,862円」を「83,520円」に改め、同号ア中「1,250,000円」を「1,200,000円」に改め、同号イ中「次号イ又は第7号イ」を「次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「59,880円」を「62,640円」に改め、同号の次に次

- の1号を加える。
 - (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69,600円 第4条第1項を次のように改める。

(普通徴収に係る納期)

第4条 普通徴収に係る保険料の納期(以下「納期」という。)は、次のとおりとする。

第1期 7月1日から同月31日まで

第2期 8月1日から同月31日まで

第3期 9月1日から同月30日まで

第4期 10月1日から同月31日まで

第5期 11月1日から同月30日まで

第6期 12月1日から同月28日まで

第7期 1月1日から同月31日まで

第8期 2月1日から同月末日まで

第5条第3項中「若しくはハ」を「若しくは二」に改め、「第4号ロ」の次に「、第5号ロ」を加え、「第3条第1項第5号イ、第6号イ及び第7号イ」を「第3条第1項第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ及び第11号イ」に改める。

附則第14条の次に次の1条を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 第15条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成28年12月31日までの間は行わず、平成29年1月1日から行うものとする。
- 2 法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な 準備のため、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間は行わず、平成2 8年4月1日から行うものとする。
- 3 法第115条の45第2項第6号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間は行わず、平成30年4月 1日から行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の大田原市介護保険条例の介護保険料に関する規定は、平成2 7年度以後の年度分の介護保険料について適用し、平成26年度分までの介護保険料に ついては、なお従前の例による。